

『茨城県教育例規集 令和 6 年版』において内容の一部に誤りがありました。
謹んでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

1947 ページ

正	誤
○茨城県立高等学校進学学力検査規則 昭和 32 年 12 月 2 日 教育委員会規則第 12 号 最終改正 <u>令和 6 年 10 月 15 日教育委員会規則第 6 号</u> 第 1 条から第 5 条まで 略 第 6 条 問題作成委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。 2 前項の<u>委員長及び委員</u>は茨城県教育委員会教育長が任命する。 3 学校委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。 4 前項の委員長は、その学校の校長をもつてこれに充て、委員は、その学校の教職員の中から校長が選考し、茨城県教育委員会教育長がこれを命ずる。 第 7 条 略 付 則 この規則は、公布の日から施行する。 <u>付 則（令和 6 年 10 月 15 日教育委員会規則第 6 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	○茨城県立高等学校進学学力検査規則 昭和 32 年 12 月 2 日 教育委員会規則第 12 号 最終改正 <u>平成 27 年 3 月 19 日教育委員会規則第 1 号</u> 第 1 条から第 5 条まで 略 第 6 条 問題作成委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。 2 前項の<u>委員長は、茨城県教育庁学校教育部長をもつてこれに充て、</u> 委員は茨城県教育委員会教育長が任命する。 3 学校委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。 4 前項の委員長は、その学校の校長をもつてこれに充て、委員は、その学校の教職員の中から校長が選考し、茨城県教育委員会教育長がこれを命ずる。 第 7 条 略 付 則 この規則は、公布の日から施行する。 <u>付 則（平成 27 年 3 月 19 日教育委員会規則第 1 号抄）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</u>

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17

TEL:0120-203-695/FAX:0120-202-973